

## 国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱

制定 平成31年3月27日 環自野発第1903273号  
一部改正 令和2年3月26日 環自野発第2003261号

### （通則）

第1条 国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 この補助金は、2020年の訪日外国人旅行者数4000万人及び国立公園訪日外国人利用者数1000万人の実現に向けて、別表第1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、野生動物への配慮等を満たした世界水準の野生動物観光を促進し、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### （交付の対象等）

第3条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、事業者が補助対象事業に要する経費のうち、補助金の交付対象として大臣が承認した経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助対象事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業
- 二 個人事業主
- 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 四 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 五 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- 六 特定非営利活動法人
- 七 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- 八 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 九 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構
- 十 法律により直接設立された法人
- 十一 地方公共団体等で構成する協議会その他大臣が適当と認める者

3 補助対象事業は、次の条件すべてを満たす事業とする。

- 一 事業を実施する地域が国立公園及び国指定鳥獣保護区等の保護地域である場合、各地域の施策に反する事業ではないこと。
- 二 事業の対象とする種が法律で保護が図られている場合、その保護の指針等に反する事業ではないこと。
- 三 事業の実施者、ツアーや旅行團の参加者及び周辺地域の住民が動物害を受けるリスクを著しく高め

るおそれのない事業であること。

四 訪日外国人旅行者を主たる対象とした事業であること。

五 原則として、野生下の動物の観察を主たる目的とするツアーに関する事業であり、観察の対象とする動物が外来生物でないこと。

六 事業を実施する地域に生息する野生動物の個体数、生態、遺伝的多様性及び周辺の生態系に著しい影響を与える事業ではないこと。

七 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業ではないこと。

#### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、別表第2の第2欄に掲げる補助対象経費の合計額及び第3欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄附については、総事業費から控除せず算出することができる。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して次条に定める手続きにより交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

#### (変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の変更交付申請手続を行う場合において準用する。

#### (交付の決定の通知)

第7条 大臣は、第5条の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 二 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
  - ア 別表第3の経費区分に示す補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30パーセント以内の変更を除く。
  - イ 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助対象事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助対象事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 八 補助事業者は、補助対象経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。
- 九 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。）。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十 大臣は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
- 十一 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十二 補助事業者は、取得財産等のうち、補助対象事業により取得し又は効用の増加した価格が単

価50万円以上の機械及び器具、並びに工作物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、当該納付通知のなされた日から20日以内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （申請の取下げ）

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって取り下げを申し出なければならない。
- 2 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

#### （補助対象事業の遂行の命令等）

- 第10条 大臣は、第8条第六号の規定による報告書及び次項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助対象事業が法令、本要綱（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### （実績報告書の提出）

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第12による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書に

より補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難い場合その他やむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の申請に基づき補助金の額の確定の通知から 90 日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。
- 4 期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 14 による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 大臣は、第 8 条第四号の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助対象事に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により、補助対象事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
  - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であつて、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 12 条第 3 項（ただし書きを除く。）及び第 4 項の規定を準用する。

(事業継続実績報告書の提出等)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に、補助対象事業の目的を達成するための事業を実施し、その事業が完了したとき、又はその事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日までに、様式第 15 による事業継続実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の目的を達成するための事業について、補助金の交付決定を受け、第 11 条第 1 項の規定に基づき完了実績報告書を提出しなければならない場合

は、この限りでない。

- 2 前項に定める事業継続実績報告書を提出した補助事業者は、その証拠となる書類を、当該報告を行った日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

(情報管理及び秘密保持)

- 第16条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第17条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、自然環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和2年 月 日から適用する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 補助対象事業	2 補助対象事業の内容
(1)プロモーションコンテンツの作成	・ターゲット国に特化したプロモーションコンテンツの作成及び発信等
(2)プロモーションの展開	・海外メディアの招聘 ・ターゲット国における観光の見本市や旅行博等への出展等
(3)ツアーコンテンツの開発・改善 (※)	・保全活動を組み込む等の付加価値の高いツアーコンテンツづくり ・ファムトリップ等による現在のツアーコンテンツの問題点の洗い出しとその改善 ・外国語による案内等の受け入れ体制の整備 ・野生動物観光を促進するために必要なルールの作成等

※ 開発・改善されたツアーが実際に実施されることを前提として、本補助金の対象とするものである。このため、第5条に規定する交付申請に当たっては、様式第1の記載内容に従い交付申請書を作成すること。

別表第2

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
(1)プロモーションコンテンツの作成	事業を行うために必要な人件費及び業務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、社会保険料、雑役務費、資材購入費をいい、内容については、別表第3に定めるものとする。）並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費（都道府県、市町村、地方自治法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は常勤職員の人件費及び社会保険料を除く。）	大臣が承認した額	1／2
(2)プロモーションの展開			
(3)ツアーコンテンツの開発・改善			

別表第3

経費区分	内容

1 人件費	補助事業従事者（都道府県、市町村、地方自治体法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の 人件費を除く。）に対する給料その他手当等の支払いに要する費用をいう。
2 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
3 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
4 備品費	概ね単位が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費を いう。
5 消耗品費	概ね単位が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に 要する経費をいう。
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
7 通信運搬費	郵便料、電話料、配達業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
8 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利払等に要する経費を いう。
9 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
10 賃金	日々雇用者に対する賃金の支払いに要する費用をいう。
11 社会保険料	補助事業従事者又は日々雇用者に対する社会保険料と事業主負担分をいう。ただし、都道府県、市町村、地方自治体法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の社会保険料を 除く。
12 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費を いう。
13 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。

## 交付要綱様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 取得財産等管理台帳（第8条）

様式第11 完了実績報告書（第11条関係）

様式第12 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第13 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第14 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第15 事業継続実績報告書（第15条関係）

別紙 暴力団排除に関する誓約事項（第17条関係）

注 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度以降における各様式の名称を「令和〇〇※<sub>1</sub>年度（△△※<sub>2</sub>年度への繰越分）国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）」と変更して取り扱うこと。

※<sub>1</sub>〇〇は補助金交付年度、※<sub>2</sub>△△は当該年度

様式第1（第5条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業)交付申請書

国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日以降 ~ 年 月 日

5 その他添付書類

- (1) 申請者の概要が分かる資料(共同事業者がある場合は全事業者分)
- (2) その他必要な資料

注 交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略可。

実施計画書

I. 事業の概要（1） 事業名	
(2) 対象とする事業の項目	<p>(ア) プロモーションコンテンツの作成（交付要綱別表第1（1））          (イ) プロモーションの展開（交付要綱別表第1（2））          (ウ) ツアーコンテンツの開発・改善（交付要綱別表第1（3））</p> <p>※該当する事業の項目に○を付すこと。</p>
(3) 対象とする野生動物	
(4) 事業の主たる実施場所	
(5) 共同事業者 ※共同で事業を行う場合のみ	団体名： 代表者名： 担当者氏名： 住所： 電話番号： E-mail：
(6) 事業の背景・目的	
(7) 事業の内容	事業①（対象とする事業の項目）
	事業②（対象とする事業の項目）
	事業③（対象とする事業の項目）
(8) 野生動物への配慮事項	

(9) 事業の開始及び完了予定年月	交付決定の日以降～令和〇年〇月〇日 ※交付申請を行う年度の翌年度以降も事業を実施する予定である場合は、その事業が完了する予定の日を終期とする。
(10) 事業実施に関連する事項	

## II. 事業の計画

### 1. 交付申請年度（令和年度）の事業計画

※交付申請年度における事業の計画を記載する。

(1) 事業内容	事業①（対象とする事業の項目）
	事業②（対象とする事業の項目）
	事業③（対象とする事業の項目）
(2) 目標とする成果	事業①（対象とする事業の項目）
	事業②（対象とする事業の項目）
	事業③（対象とする事業の項目）
(3) 期待される効果・波及効果	事業①（対象とする事業の項目）
	事業②（対象とする事業の項目）

## 2. 複数年度計画期間（令和 年度）の事業計画

※ 交付要綱第15条に定める補助対象事業の完了後に補助対象事業の目的を達成するための事業を予定している場合に、その事業の計画を記載する。

	事業①（対象とする事業の項目）
	事業②（対象とする事業の項目）
(1) 事業内容	事業③（対象とする事業の項目）
	事業①（対象とする事業の項目）
	事業②（対象とする事業の項目）
(2) 目標とする成果	事業③（対象とする事業の項目）
	事業①（対象とする事業の項目）
	事業②（対象とする事業の項目）
(3) 期待される効果・波及効果	事業③（対象とする事業の項目）



経費内訳

(単位：円)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他 の収入	(3) 差引額 <u>(1)-(2)</u>	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 <u>(3)、(4)、(5)</u> を比較して最も 少ない額	(7) 補助金所要額 <u>(6)×1/2</u>	
	円	円	円	

補助対象経費支出予定額内訳

(単位：円)

事業名 (補助対象事業)	補助対象経費	金額	積算内訳
事業① (対象とする事業の 項目 )	① 人件費 ② 業務費 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 諸謝金</li> <li>2. 旅費</li> <li>3. 備品費</li> <li>4. 消耗品費</li> <li>5. 印刷製本費</li> <li>6. 通信運搬費</li> <li>7. 借料及び損料</li> <li>8. 会議費</li> <li>9. 費金</li> <li>10. 社会保険料</li> <li>11. 雑役務費</li> <li>12. 資材購入費</li> </ul> 小計		

事業② (対象とする事業の 項目 )	① 人件費 ② 業務費 1. 諸謝金 2. 旅費 3. 備品費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 通信運搬費 7. 借料及び損料 8. 会議費 9. 賃金 10. 社会保険料 11. 雑役務費 12. 資材購入費  小 計		
事業③ (対象とする事業の 項目 )	① 人件費 ② 業務費 1. 諸謝金 2. 旅費 3. 備品費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 通信運搬費 7. 借料及び損料 8. 会議費 9. 賃金 10. 社会保険料 11. 雑役務費 12. 資材購入費  小 計		
	合 計		

様式第2（第6条関係）

番号  
年月

環境大臣 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）について、下記のとおり交付申請を変更したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 国庫補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由  
(注) 具体的に記載する。

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 交付決定通知書

補助事業者 ●●●●●

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度國立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業の内容の変更等特段の事業がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱(令和 年 月 日環自野発第 号。以下「交付要綱」という。)に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

(補助事業者が地方公共団体及び独立行政法人ではない場合)

8 令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 変更交付決定通知書

補助事業者



令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)については、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱(令和 年 月 日付け)環自野発第 号。以下「交付要綱」という。)第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣

印

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。

2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助事業に要する経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増	減	額	増	減	額

3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

(補助事業者が地方公共団体及び独立行政法人ではない場合)

7 令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)は、政治資

金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

様式第5（第8条関係）

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)の計画を下記のとおり変更したいので、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。  
2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止(廃止)後の措置

注 中止(廃止)までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に交付決定額を上段に( )書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の遅延について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定期日

- 注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。  
2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、人件費と業務費の内訳を記載すること。

様式第8（第8条関係）

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の遂行状況について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象経費 の区分	交付決定額 (円)	実施額(円)	遂 行 状 況
人件費			
業務費			
合 計			

注1 様式第8は参考書式であり、補助事業者は第8条第六号による報告を求められた場合には、隨時必要な項目を報告すること。

2 「交付決定額(円)」欄は、合計のみ記載すること。

様式第9（第8条関係）

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱第8条第九号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（要綱第12条第1項による額の確定額）

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

注 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第8条関係）

国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 取得財産等管理台帳  
(令和 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第8条第十二号に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第11（第11条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（令和 年 月 番号）  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助対象事業の実施状況

別紙1のとおり

3 補助金の経費実績

別紙2のとおり

4 その他参考資料

- ・補助対象事業の実施状況を示した資料
- ・領収書等

事業実施報告書

事業名	
担当者名：所属・氏名	連絡先：
(1) 事業内容	事業① (対象とする事業の項目 ) 事業② (対象とする事業の項目 ) 事業③ (対象とする事業の項目 )
(2) 目標の達成状況	事業① (対象とする事業の項目 ) 事業② (対象とする事業の項目 ) 事業③ (対象とする事業の項目 )
(3) 成果	事業① (対象とする事業の項目 ) 事業② (対象とする事業の項目 ) 事業③ (対象とする事業の項目 )
(4) 効果	事業① (対象とする事業の項目 ) 事業② (対象とする事業の項目 ) 事業③ (対象とする事業の項目 )
(5) 今後の展望・対応方法等	

経費実績

## 1. 経費実績額

(単位：円)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象 経費 実支出額	(5) 基準額
	円	円	円	円	円
	(6) 選定額 <u>(3)、(4)、 (5)を比較し て最も少な い額</u>	(7) 補助金所 要額 <u>(6) × 1/2</u>	(8) 補助金 交付決定額	(9) 過不足額 <u>(8)-(7)</u>	
	円	円	円	円	円

## 2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

事業名 (補助対象事業)	補助対象経費	金額	積算内訳
事業① (対象とする事業の 項目 )	① 人件費 ② 業務費 1. 諸謝金 2. 旅費 3. 備品費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 通信運搬費 7. 借料及び損料 8. 会議費 9. 費金 10. 社会保険料 11. 雑役務費 12. 資材購入費  小計		

事業② (対象とする事業の 項目 )	① 人件費 ② 業務費 1. 諸謝金 2. 旅費 3. 備品費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 通信運搬費 7. 借料及び損料 8. 会議費 9. 賃金 10. 社会保険料 11. 雑役務費 12. 資材購入費  小 計		
事業③ (対象とする事業の 項目 )	① 人件費 ② 業務費 1. 諸謝金 2. 旅費 3. 備品費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 通信運搬費 7. 借料及び損料 8. 会議費 9. 賃金 10. 社会保険料 11. 雑役務費 12. 資材購入費  小 計		
	合 計		

様式第12（第11条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)の令和 年度における実績について、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円 (令和 年 月 日 番号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況

- ※1 繰越承認を受けた場合、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。  
※2 申請書と異なる状況を記載すること。

3 補助金の経費所要額実績

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費支払実績額	(4)補助金受入額	(5)補助事業に要する経費	(6)補助金所要額

様式第13（第12条関係）

第 号

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 交付額確定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)については、令和 年 月 日 付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第15条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣 印

記

確定額金 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、適正化法第18条第2項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

## 様式第14（第13条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 精算(概算) 払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円  
 2 請求金額の内訳  
 　　(概算払の場合) (単位:円)

補助対象経費の区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合) (単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義  
 4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

様式第15（第15条関係）

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(野生動物観光促進事業) 事業継続実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)の令和 年度における実績について、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の実施状況

別紙のとおり

2 その他参考資料

- 補助対象事業の実施状況をまとめた資料

注) 補助対象事業の実施状況は、様式第11別紙1に記載して添付すること。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。